

まえがき

学校法人会計基準の改正が平成 25 年 4 月 22 日 文部科学省令第 15 号により公布され、平成 27 年度(知事所轄法人については平成 28 年度)以後の会計年度に係る会計処理及び計算書類の作成から適用されることになった。

※以後、学校法人会計基準を「基準」「現基準」「改正基準」と適宜呼称する。

改正の主眼は、基準が補助金配分の基礎となるものとしながらも、学校法人の経営状態について社会にわかりやすく説明する仕組みとすることにあると通知(平成 25 年 4 月 22 日「25 文科高第 90 号」)は述べている。学校法人の経営状態とは、端的に言うと学校法人の経営が良いのか悪いのかと言うことと理解するが、これについては筆者は前々から学校法人の永続性という観点から意見を述べてきた。本稿では基準の改正を機に、この判断指標を実務的見地から再び検討する。

1 健全な身体^{からだ}で健全な生活を

健全な身体で

健全な生活を

この文言は、筆者が平成 24 年 12 月「月刊学校法人」で学校法人経営の永続性判断の視点としたものである。そこでは「これを私たち個人生活でのモットーとして示すことは、多分大方の賛同を得られるものと考え。そして、このことは学校法人の生活すなわち活動においても同様で、このような活動姿勢が学校法人経営の永続化条件であると言っても過言ではない。」としている。

2 健全な身体^{からだ}で

健全な身体とは、健全な財政状態であり、それは自己資金すなわち純財産の充実である。保有する財産を借用財源でなく自己財源で調達していることがその要件である。保有する財産の借用財源での調達は、将来の経営にマイナスの要素である。

これを財務分析手法から表現すると、[固定資産 \leq 自己資金]を期待し、この財務指標が要件通りであれば財務的安全性(健全な身体)は確保されているものと判断する。

3 健全な生活を

健全な生活とは、収入と支出の均衡である。収入の範囲内で生活する。私たちの生活においてこのような生活態度は正に健全生活の基本となるものであるが、学校法人の活動は私たちの生活に比して格段に大きく、また、その活動は多様である。

よって、学校法人の活動を貨幣に置き換えて経営を明らかにする会計では、その収支状況の検討対象をお金の出入り状況とするとともに、企業会計の損益の考え方を採り入れた事業活動収入(現基準では帰属収入)や事業活動支出(現基準では消費支出)の状況にもおている。

お金の出入り計算は、経営における全てのお金の流入と流出を明らかにするものであり、この均衡は学校法人の大事な活動指針である。しかし、お金の流入や流出には学校法人の

健全さを見るために不適合のものもある。例えば、流入資金のうちにはお金の借り入れによるものもあるだろう。とすると、活動に必要な支出の全てを当該年度の収入(借入による収入を含めた)で賄ったとしても、この借金による流入資金をこの年度の学校法人活動を支える収入として取り扱うことは肯定されず、よって、収支均衡による生活の健全性判断においてこのような収入に基づく資金の収支計算は排除され、これは今ひとつの収支計算すなわち事業活動収支計算(現基準においては消費収支計算)に求められることになる。

これを、財務分析手法から表現すると、事業活動収入(現基準では帰属収入)から事業活動支出(現基準では消費支出)を控除した収支差額(改正基準では基本金組入前当年度収支差額、現基準では帰属収支差額)のプラスを期待し、この財務指標が要件通りならば、財務的採算性(健全な生活)は確保されているものと判断する。

4 再び 健全な^{からだ}身体で健全な生活を

これらを取り纏めると、学校法人経営の永続性判断は次のようになる。

固定資産が自己財源(自己資金)で調達されている。すなわち、固定比率(固定資産/自己資金)が 100 %以下である。

かつ、

事業活動支出(現基準では消費支出)が事業活動収入(現基準では帰属収入)で賄われている。すなわち、基本金組入前当年度収支差額比率=基本金組入前当年度収支差額/事業活動収入(現基準では帰属収支差額比率=帰属収支差額/帰属収入)が 0 %以上(プラス)である。

以上 2 指標が満たされているならば、当該学校法人の活動は、健全な身体で健全な生活を営んでいるものとされるのである。

<健全な身体で>

固定資産が自己資金で賄われている。

固定資産 \leq 自己資金である。

固定比率(固定資産/自己資金)が 100 %以下である。

<健全な生活を>

事業活動支出が事業活動収入で賄われている。

事業活動支出 \leq 事業活動収入である。

基本金組入前当年度収支差額(事業活動収入-事業活動支出)がプラスである。

基本金組入前当年度収支差額比率(基本金組入前当年度収支差額/事業活動収入)が 0 %以上である。

<現基準では、上記は次のようになる。>

消費支出が帰属収入で賄われている。

消費支出 \leq 帰属収入である。

帰属収支差額(帰属収入-消費支出)がプラスである。

帰属収支差額比率(帰属収支差額/帰属収入)が 0 %以上である。

そして、これらの指標は単年度のみのものでなく、両者が互いに影響し合いながら年度を超えて推移していく。これを、筆者は「ストック(財産の維持)とフロー(採算)」と題し拙著「学校法人財務分析」で次のように記している。

学校の活動は日々続けられていく。活動の結果として、毎年3月31日に貸借対照表、消費収支計算書および資金収支計算書が作成される。

貸借対照表は3月31日現在の財産維持の状態を表示し、消費収支計算書は貸借対照表に示された財産維持状態が如何様な活動で形成されたかを物語り、資金収支計算書はそれを資金の上から説明する。

貸借対照表における財産維持の状態が良の場合を“+”、不良の場合を“-”、良でも不良でもない場合を“±”で、消費収支計算書における採算(経済性)の状況が良の場合を“↗”、不良の場合を“↘”、良でも不良でもない場合を“→”で表し、これらの組み合わせを見ると次表のようになる。

財産維持の状態と採算(1)

ケース	A 時点	採算	B 時点
①	+	↗	+
②	+	→	+
③	+	↘	+
④	+	↘	±
⑤	+	↘	-
⑥	±	↗	+
⑦	±	→	±
⑧	±	↘	-
⑨	-	↗	-
⑩	-	→	-
⑪	-	↘	-
⑫	-	↗	+
⑬	-	↗	±

①②③のケースは、Aの時点においてもBの時点においても財産の維持状態は良好であるが、A時点とB時点間の期間の採算の有様が異なるので、その評価は異なる。すなわち、採算が↗(上向き)の場合と↘(下向き)の場合そして→(均衡)の場合とではB時点の財産維持状態に係る認識が異なるのである。もちろん、↗が↘や→より望ましいことはいうまでもない。

したがって、③のケース(Aの時点「+」、↘、Bの時点「+」)の評定と⑨のケース(Aの時点「-」、↗、Bの時点「-」)の評定の認識が難しいものとなる。

財産維持の状態と採算(2)

ケース	A 時点	採算	B 時点
③	+	↘	+
⑨	-	↗	-

⑨のケースのB時点の財産維持状態は余り芳しくない(「-」であるので)が、フローは上向き(↗)である。したがって、次の期間も↗であれば、この「-」の状態は「+」の状態への転換が見込まれるのであるが、③のケースは、Bの時点の財産維持状態はその時点としては良好である(「+」であるので)がフローが下向き(↘)であるので、この傾向が続くのであれば、いずれ財産維持状態が不良の状態に転換される可能性を秘めているからである。

経営にとって望ましいのは、「+」、↗、「+」、↗、「+」の形であり、「-」、↗、「-」、↗、「-」の形もまた、将来性ある活動の形である。ただし、「-」の場合は、その度合いを十分検討すべきことはいうまでもない。

5 再び 健全な身体^{からだ}で

先にみたように「健全な身体」の判断を、固定比率においた。

固定比率は、固定資産と自己資金の割合を百分率で表したものである。この比率は、小さい方が安全性(健全性)のためにはプラス要因であり、それも固定資産を自己資金で全てカバーした100%以下が望まれる。

$$\text{固定比率} = \frac{\text{固定資産}}{\text{自己資金}} \times 100$$

又は

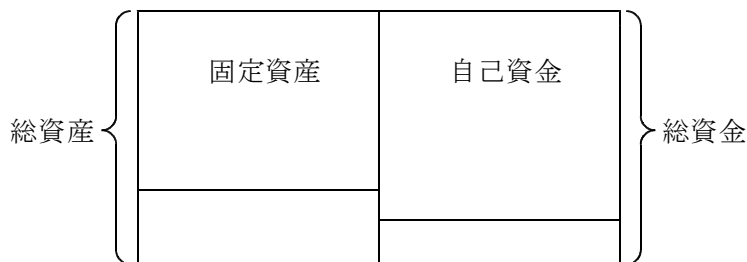
$$\text{固定比率} = \frac{\text{固定資産構成率}}{\text{自己資金構成率}} \times 100$$

$$\text{※ 固定資産構成率} = \frac{\text{固定資産}}{\text{総資産}} \times 100$$

$$\text{自己資金構成率} = \frac{\text{自己資金}}{\text{総資金}} \times 100$$

※ 総資産 = 総資金

図① 貸借対照表構成図



固定資産は、教育に不可欠な資産であり、かつ、資金への還元が長期に渡るものであるため、この取得財源は特に安定しているものであることが望まれる。安定財源として最もよいとされているものは返済義務がない自己財源であり、したがって、固定資産への投下額が全て自己財源(自己資金)でカバーされる状態すなわち固定比率が100%以下が望まれる所以である。

貸借対照表構成図②左にあるように、[固定資産 ≤ 自己資金]の場合、借入金等の他人資金(負債)は資産総額から固定資産を控除した残余の資産(流動資産)で返済可能となり、経営の安全性(健全性)は高いものと言える。

図② 貸借対照表構成図

[固定資産 ≤ 自己資金]の場合

固定資産	自己資金
流動資産	負債

[固定資産 > 自己資金]の場合

固定資産	自己資金
流動資産	負債

一方[固定資産>自己資金]の場合は、流動資産で他人資金(負債)を返済できないことは図②右に示すとおりである。よって、財務分析は、固定比率とは別の指標すなわち固定長期適合率を次善の指標として健全な身体の判断指標として用意する。

固定長期適合率は、固定資産と自己資金及び固定負債の総額の割合を百分率で表したものである。

$$\text{固定長期適合率} = \frac{\text{固定資産}}{\text{自己資金} + \text{固定負債}} \times 100$$

図③ 貸借対照表構成図

[固定資産 ≤ 自己資金 + 固定負債]の場合

[固定資産 > 自己資金 + 固定負債]の場合

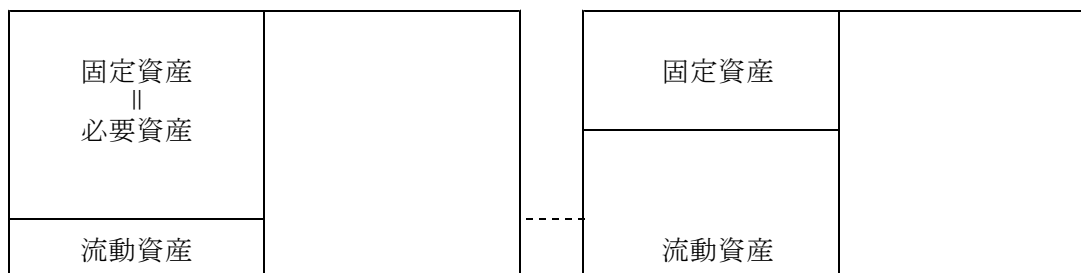
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">固定資産</td> <td colspan="2" style="width: 50%; padding: 5px;">自己資金</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">流動資産</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">固定負債</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">負債</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"></td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">流動負債</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">債</td> </tr> </table>	固定資産	自己資金		流動資産	固定負債	負債		流動負債	債	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 10px;">固定資産</td> <td colspan="2" style="width: 50%; padding: 10px;">自己資金</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; padding: 10px;">流動資産</td> <td style="width: 25%; padding: 10px;">固定負債</td> <td style="width: 25%; padding: 10px;">負債</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; padding: 10px;"></td> <td style="width: 25%; padding: 10px;">流動負債</td> <td style="width: 25%; padding: 10px;">債</td> </tr> </table>	固定資産	自己資金		流動資産	固定負債	負債		流動負債	債
固定資産	自己資金																		
流動資産	固定負債	負債																	
	流動負債	債																	
固定資産	自己資金																		
流動資産	固定負債	負債																	
	流動負債	債																	

繰り返すが、固定比率は固定資産が自己資金で賄われているか否かを見るものであるが、図②右のように固定資産が自己資金でカバーされていない(固定比率が100%超である)場合に、固定比率に代えて用いられるのがこの固定長期適合率である。自己資金に次ぐ安定財源、返済期限が長いすなわちすぐ返済資金がいない固定負債を自己資金に加えて固定資産のカバー状態を見る次善の判断指標である。

図③左にみるように固定長期適合率が100%以下の場合には、流動性の他人資金(流動負債)は流動資産での返済が可能となることは明らかであり、よって、流動比率(流動資産と流動負債の比率：流動資産/流動負債)が100%以上の場合は固定長期適合率は必ず100%以下になり、固定資産は長期性資金(自己資金+長期性他人資金)でカバーされるのである。このことは、健全性の判断資料として固定長期適合率と流動比率の二つをともに指標とする必要性はないことを示し、そういった意味では、いずれをその指標とするかは好みの問題かもしれない。また、固定比率が100%以下であれば、これらの指標の検討も必要ないことになる。

さらに、前に示した算式を見るとわかるように固定資産構成率を自己資金構成率で除したのも固定比率になる。固定比率が健全な身体と判断される100%以下になるには、算式からして固定資産構成率(固定資産/総資産)は低い方が望ましく、自己資本構成率(自己資金/総資金)は高い方が望ましいこととなるが、固定資産構成率(固定資産/総資産)が低いということはいうならば図④右にみるように固定資産の総資産に対する割合が低いことなので、この構成率が意味もなく低くなることには単純には賛成できない。ではどの程度が良いのかということこれもハッキリしない。要は、固定資産の保有が必要にして充分であれば良く、必要なものが全て揃っていれば固定資産投下額は少ない方がよいということになるだろうが、理論は理論として実務の場ではどのようにこれを解決すべきであろうか。後述するところである。

図④ 固定資産と流動資産の構成割合



※ 右の構成図は、果たして望ましい固定資産と流動資産の比であろうか。

筆者は拙著「学校法人の財務分析」で、経営を将来に向かって永続的に維持していく力を経営維持能力(本稿での「健全な身体で健全な生活を」と呼び、この経営維持能力を次の四点において判断すべきとした。

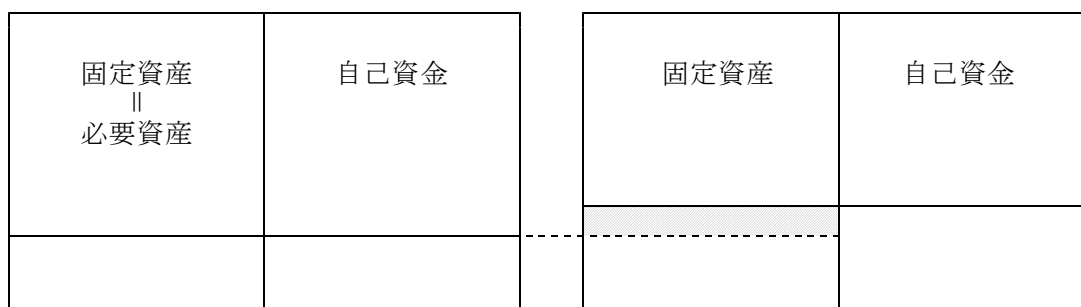
- ① 経営(教育)に必要なものが、揃っているか。
 - ② 経営(教育)に必要なものが、自己資金で調達されているか。
 - ③ 経営(教育)に必要なものが、再取得できるか。
 - ④ 経常的活動が、支障なくできるか。
- ④は「健全な生活を」の判断指標であるので、ここ「健全な身体で」の判断指標としては①②③が粗上に上がる。

①経営(教育)に必要なものが、揃っているか。この指標は今私たちが取り扱っている会計数値ではその姿を物語ることは出来ない。経営が必要としたもののうちから経営が実際に取得したもののみが会計数値としての固定資産であり、経営が必要ではあるが経営が取得未済のものは会計数値として反映されない(資産として計上されない)からである。

また、当初は必要な固定資産がすべて取得されたとしても、取得後の固定資産の会計数値としての貸借対照表での計上額は、会計の思考である減価償却により価値減少額を控除した残金額であり、経営に必要なものの価値総額を表していないのである。よって、図⑤右にみるように貸借対照表での固定資産計上額が自己資金と同額であっても、③の指標である再取得に要する資金の蓄積は保証されないのである。

図⑤ 減価償却前貸借対照表

減価償却後貸借対照表



= 再取得時にこの大きさの資金が必要

では、経営(教育)に必要なものを、会計はその数値に如何様に反映させることが出来るのであろうか。

この工夫が、基準における基本金の概念である。

基準第 30 条は、第 1 項に掲げる第 1 号から第 4 号までの固定資産や資産に相当する金額を基本金として貸借対照表貸方に計上することを求めている。そして、基準第 30 条第 1 項が基本金として計上すべきとする固定資産や資産は、経営(教育)に必要な資産であり、固定比率算出の要素数値<固定資産>に相当するものであるとしても支障がない。

第 1 号は、学校法人が設立当初に取得した固定資産そして設立後の学校新設並びに既設の学校の規模拡大等のために取得した固定資産である。これからすると、先程検討した経営(教育)に必要としたもののうちで単に取得したものと同列のようであるがそうではない。学校法人の設立、新たな学校の新設、新たな学部等の増設には学校の種別毎に設置基準があり、いずれの場合もその設置基準を満たした資産を取得しなければならない。よって、この第 1 号の固定資産は、経営(教育)に必要な全ての固定資産に相当すると解して問題がない。

さらに、第 4 号は、経営(教育)が日常活動を行う際に必要とする日常資金の用意をも求めている。経営(教育)が日常の活動で得る収入のみに頼ることなく、その健全性を高めるために今一步の備えを求めているのである。

第 3 号は、経営(教育)が設置基準を超えたより良い教育環境を求めるための基金であり、第 2 号は、将来の教育充実、拡充までその視野に入れている。

基準第 30 条

学校法人は、次に掲げる金額に相当する金額を、基本金に組み入れるものとする。

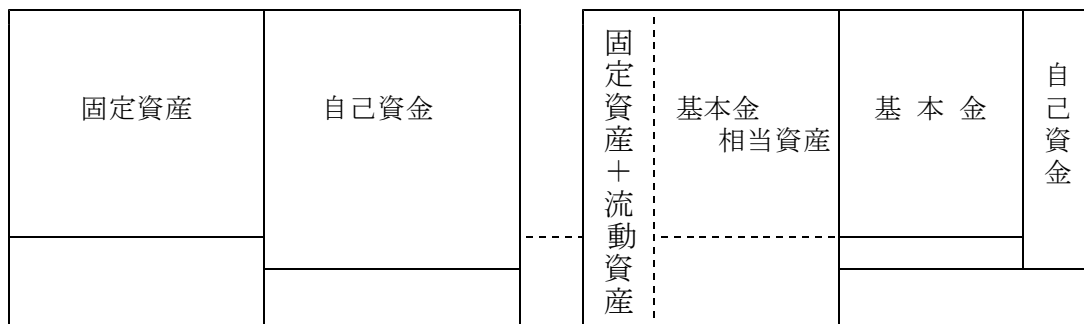
- 一 学校法人が設立当初に取得した固定資産(法附則第二条第一項に規定する学校法人以外の私立の学校の設置者にあつては、同条第三項の規定による特別の会計を設けた際に有していた固定資産)で教育の用に供されるものの価額又は新たな学校(専修学校及び各種学校を含む。以下この号及び次号において同じ。)の設置若しくは既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために取得した固定資産の価額
- 二 学校法人が新たな学校の設置又は既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために将来取得する固定資産の取得に充てる金銭その他の資産の額
- 三 基金として継続的に保持し、かつ、運用する金銭その他の資産の額
- 四 恒常的に保持すべき資金として別に文部科学大臣の定める額

ただし、この第 30 条第 1 項は、そこで定める固定資産や資産に相当する金額を貸借対照表の貸方に計上することを求めるもので、固定資産や資産の貸借対照表の借方への計上そのものではない。よって、これらをそのまま固定比率算出式の分子である固定資産に結びつけることは出来ない。

しかしながら、この基本金の考え方からすると、図⑥右にみるように貸借対照表貸方の基本金に比して自己資金が大きければ(基本金 \leq 自己資金)、基本金に相当する固定資産や資産が何らかの形で貸借対照表借方に存在すると見做しても決して誤りではない。その存在が貸借対照表借方に具体的に指し示されていないだけのことである。繰り返すが、貸借

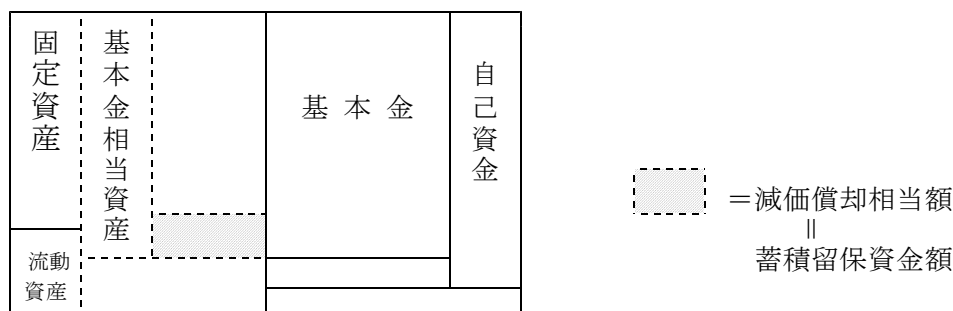
対照表貸方における自己資金が基本金に比して大きければ(基本金 \leq 自己資金)、貸借対照表借方の資産の具体像は不明であるが資産としての存在は貸借対照表に必ずあり、経営は当該資産を保持しているものと見做せるのである。

図⑥ 貸借対照表構成図



また、このような貸借対照表の見方は、先に検討した「資産と減価償却における問題」をも解決している。貸借対照表貸方の基本金は減価償却によって減少しないのであるから、図⑦にみるように基本金 \leq 自己資金の場合には、貸借対照表借方に資産としての具体的存在を認めることはできないが、減価償却によって減少した固定資産に相当する何らかの資産(資金)の存在を保証しているのである。

図⑦ 貸借対照表構成図



よって、この基本金の考え方は、筆者が先程掲げた「①経営(教育)に必要なものが、揃っているか。②経営(教育)に必要なものが、自己資金で調達されているか。③経営(教育)に必要なものが、再取得できるか。」の3つ全てを判断する指標となるのである。

要するに、

健全な身体(財務分析による安全性分析)とは、

$$\text{固定資産} \leq \text{自己資金} \quad \dots\dots \text{固定比率}$$

(固定資産 $>$ 自己資金であれば)

$$\text{固定資産} \leq \text{自己資金} + \text{固定負債} \quad \dots\dots \text{固定長期適合率}$$

又は

$$\text{流動資産} \geq \text{流動負債}$$

であることを期待し、上記の関係があれば財務的安全性は確保されていると判断するのであり、

そして、学校法人における財務分析においては、基本金を基本金相当資産と捉えその基本金相当資産を固定資産に置き換えて、固定比率及び固定長期適合率をその判断指標とする。

基本金相当資産 ≤ 自己資金

(基本金相当資産 > 自己資金であれば)

基本金相当資産 ≤ 自己資金 + 固定負債

流動資産 ≥ 流動負債

ただし、このような基本金相当資産を認識できる基本金は基準第30条第1項の定めで処理される基本金であるので、第30条第3項に定める基本金の未組入がある場合の貸借対照表に計上されている実際の貸方：基本金は、ここでの基本金とは異なるものであることは断るまでもない。

基準第30条

3 学校法人が第一項第一号に規定する固定資産を借入金（学校債を含む。以下この項において同じ。）又は未払金（支払手形を含む。以下この項において同じ。）により取得した場合において、当該借入金又は未払金に相当する金額については、当該借入金又は未払金の返済又は支払（新たな借入金又は未払金によるものを除く。）を行つた会計年度において、返済又は支払を行つた金額に相当する金額を基本金へ組み入れるものとする。


貸借対照表貸方：基本金に未組入がある場合には、図⑧右にみるように借方の基本金相当資産は貸方の基本金と同額しか認識されないので、ここで認識される基本金相当資産は経営(教育)が保持しなければいけない基本金相当資産を保証できないのである。

図⑧ 貸借対照表構成図

[未組入額処理をしない場合]

[未組入額処理をした場合]

固定資産 + 流動資産	基本金 相当資産	基本金	自己資金
固定資産 + 流動資産	基本金 相当資産	基本金	自己資金

 = 基本金と同額の資産しか認識されない

したがって、この認識される基本金相当資産が経営(教育)が保持しなければいけない基本金相当資産であることを保証するためには、第30条第3項により未組入処理された図⑧右の貸借対照表貸方の基本金を第3項が適用される前の第1項のみの定めにより算出される図⑧左にみる基本金と置き換えて、それに対応する基本金相当資産を認識できるようにしなければならない。といて、実際の基本金処理を修正するというのではなく、財務分析を行うにあたって認識の上で置き換えるということなので留意したい。

よって、固定比率及び固定長期適合率の算式における分子は、第1項の定めで処理される基本金は第3項の定めで未組入処理された貸借対照表に実際に計上されている基本金に未組入額を加えたもの(第1項による基本金 = 第3項による未組入処理後の基本金 + 未組

入額)であることを踏まえて、次のように展開されることとなる。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{認識したい} & & \text{第1項による} & & \text{第3項による未組入処理後の} & & \\ \text{基本金相当資産} = & \text{基本金} = & \text{基本金要組入額} = & & \text{基本金} + \text{未組入額} \end{array}$$

<固定比率及び固定長期適合率算出式の展開と置換>

$$\begin{aligned} \text{固定比率} &= \frac{\text{固定資産}}{\text{自己資金}} \times 100 \\ &= \frac{\text{基本金相当資産}}{\text{自己資金}} \times 100 && \text{※認識したい基本金相当資産} \\ &= \frac{\text{基本金}}{\text{自己資金}} \times 100 && \text{※第30条第1項による基本金} \\ &= \frac{\text{基本金要組入額}}{\text{自己資金}} \times 100 \\ &= \frac{\text{基本金} + \text{未組入額}}{\text{純資産}} \times 100 && \text{※貸借対照表に計上されている基本金} \\ &= \text{基本金比率} \quad \text{又は} \quad \text{要基本金比率} \quad \text{又は} \quad \text{基本金純資産比率} \quad \text{※} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{固定長期適合率} &= \frac{\text{固定資産}}{\text{自己資金} + \text{固定負債}} \times 100 \\ &= \frac{\text{基本金相当資産}}{\text{自己資金} + \text{固定負債}} \times 100 \\ &= \frac{\text{基本金}}{\text{自己資金} + \text{固定負債}} \times 100 \\ &= \frac{\text{基本金要組入額}}{\text{自己資金} + \text{固定負債}} \times 100 \\ &= \frac{\text{基本金} + \text{未組入額}}{\text{純資産} + \text{固定負債}} \times 100 \\ &= \text{基本金長期適合率} \quad \text{※} \end{aligned}$$

※固定比率及び固定長期適合率に代えて、基本金比率とか基本金長期適合率とか呼ぶことになろうか。是非良い命名をお願いしたい。

$$\text{流動比率} = \frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$$

※流動比率について

図②左にみるように[固定資産 ≤ 自己資金すなわち固定比率が 100 %以下]の場合には、負債(固定負債+流動負債)は流動資産で必ず返済可能である。また、図③左にみるように[固定資産 ≤ 自己資金+固定負債すなわち固定長期適合率が 100 %以下]の場合には、流動負債は流動資産で必ず返済可能となる。

しかしながら、固定資産を基本金相当資産と置き換えた上記基本金比率による分析手法の場合には、分子としたこの基本金相当資産以外にも固定資産が存するかもしれないので、基本金比率が 100 %以下であっても流動資産をもって負債さらには流動負債を返済できるかは不分明である。例えば、図⑧左において描かれている基本金相当資産にさらに基本金相当資産以外の固定資産を描き加えれば、残余の資産(流動資産と認識する)で負債は返済不能となる。さらに、この返済不能負債が固定負債に途止まらず流動負債にも及ぶかは負債の固定分と流動分の構成による。よって、企業の財務分析とは異なって学校法人の財務分析においては、健全な身体判断指標に基本金比率とともに流動比率をも必須の指標として加え

るべきである。これは、基本金長期適合率についても同様である。

6 再び 健全な生活を

健全な身体(安全性)を支えるものが健全な生活(採算性)である。採算に合う経営(健全な生活)により安全性(健全な身体)は高まり、反対に採算が悪い経営(不健全な生活)は安全性(健全な身体)を損なうのである。

企業の場合は、この採算性を収益性といい、収益の獲得を経営の一義的目的としているため、収益性の分析が安全性の分析に先立つのであるが、学校法人の場合には、教育の継続的提供が経営の一義的目的であるので採算性(健全生活)は安全性(健全な身体)をサポートする形になるのである。しかしながら、採算性(健全な生活)も安全性(健全な身体)も互いが互いを支え合っているのであって、どちらが重要でどちらが重要でないということではない。

企業の収益性に先ず目を向けてみる。

企業は利益の極大化をめざすので投下資本に対する利益の効率化を見るために、投下資本に対する利益の割合を分析する。これを資本利益率という。

$$\text{資本利益率} = \frac{\text{利益}}{\text{資本}} \times 100$$

投下した資本が大きければ、利益はそれに見合い大きくなることが求められ、その投下額での効率経営を目指すのである。利益の大きさだけで収益性を見ることは出来ないのである。

資本に対する利益率は、次のような資本の回転と活動の大きさ(売上高)に左右される。

$$\begin{aligned} \frac{\text{利益}}{\text{資本}} &= \frac{\text{売上高}}{\text{資本}} \times \frac{\text{利益}}{\text{売上高}} \\ \text{資本利益率} &= \text{資本回転率} \times \text{売上高利益率} \end{aligned}$$

投下された資本がどれだけ利用されているかを見るのが資本回転率であり、この回転率が高くなればなるほど資本の利用率が高まっているのであり、資本利益率は増大する。また、売上高利益率が高ければ高いほど資本利益率が増大するのは、上記の式から明瞭に読みとることが出来る。企業における財務分析は、これらの分析を主眼として実施されるのであるが、学校法人にこれを導入することが妥当かは次の理由により難しいところである。

一つは、資本の概念である。学校法人の財産には何人もその帰属権を主張することが出来ない。したがって、学校法人経営には「資本」の概念はなく、また、学校教育は投下した資金の額に応じた利益額を求めるのかも疑問である。

二つは、売上高をどのようにみるかである。企業は利益の極大化を目指すので、資本回転率を高め、すなわち売上高を大きくして、かつ、その差益を大きくすることに力を注ぐのであるが、学校は売上高の増大といっても売上高(=授業料単価×人数)の構成要素である人数が定員で頭打ちとされているためその増大化にも限りがあり、かつ、売上高に対応するものにどのような収入を用いるのかも難しい。

しかしながら、学校法人といえども決して収支差額(利益)を無視していいものではない。したがって、学校法人における財務分析にあっては、収支差額(利益)獲得の分析を資本や売上高との対比でみることを諦めて異なった視点から行うこととなる。

学校法人にとっての収支差額(利益)は、教育の継続的提供のための裏付けである。ただし、利益の絶対額確保が必要なのであって、その率が問題なのではない。率はあくまでも確保される絶対額が必要額に達しない場合の原因分析のためである。

収支差額(利益)をみるために用意されている計算書類が、現基準では消費収支計算書(改正基準では事業活動収支計算書)である。

この計算書で収支差額をみる場合、基準は難しい問題を抱えている

よく知られているように帰属収入から基本金組入額を控除した消費収入は、学校法人の財務分析においてその妥当性に疑問が付され、この消費収入を要素として算出される各種比率等は実務においては全くといっていいほど用いられていない。そして、実務はこの消費収入に代えて帰属収入を用いて各種分析を行っている。

※基本金は、貸借対照表分析(健全な身体の判断)のための指標であり、収支計算書分析(健全な生活の判断)のための指標ではないことに留意したい。

よって、ここでの収支差額は、[帰属収入－消費支出](改正基準では[事業活動収入－事業活動支出])＝[基本金組入前当年度収支差額])を使用するのが穏当であり、その収支差額を指標とする算式は、次のとおりである。

$$\begin{aligned} \text{現基準：} \\ \text{帰属収支差額比率} &= \frac{\text{収支差額(帰属収入－消費支出)}}{\text{帰属収入}} \times 100 \\ \\ \text{改正基準：} \\ \text{基本金組入前収支差額比率} &= \frac{\text{収支差額(事業活動収入－事業活動支出)}}{\text{事業活動収入}} \times 100 \\ &= \frac{\text{収支差額(基本金組入前当年度収支差額)}}{\text{事業活動収入}} \times 100 \\ &= \text{事業活動収支差額比率} \end{aligned}$$

この比率を話題にすると必ず出てくる話は、この収支差額比率は何パーセントあればよいのかということである。10%が望ましいとか20%が望ましいと言われるが、それには根拠が薄い。結論をいえば、この比率は各々の学校法人によって異なるのであって、一律に何パーセントがよいとはいえないのである。

何故ならば、その比率は安全性(健全な身体)の状態によって異なるからである。教育継続のための安全性(健全な身体)が充分な学校法人はこの比率が「0」であってもよいし、逆に安全性(健全な身体)が充分でない学校法人は極めて高い比率を求められる。借入金が多額にあり、毎年毎年の返済額が多額に発生する学校法人はこの比率を高くした経営に徹しないと資金不足で返済不能となり、経営は破綻してしまうであろう。尤も新たな借り入れで資金をつなげば別である。また、資産再取得財源の留保が乏しい学校法人もこの比率が高いことが望まれる。留保資金の創出のためである。

ただ、この収支差額がプラス(生活が健全)である限り、前述4の財産維持の状態と採算においてみたとおり財政状態(健全な身体)は良くなることは確かである。よって、健全な身体を支えるためには、収支差額プラスが最低限望まれる健全な生活とみるべきであり、これをもって、前述の「④経常的活動が、支障なくできるか。」の質問に答えるのである。

採算性分析には、ここで検討した収支差額比率の他にもいくつかの比率があるのに、この収支差額比率のみをもって健全な生活を判断するのは何故か。それは、他の指標はその一つ一つでは学校法人の総合的な健全な生活を判断するに値するものではないからであ

る。

例えば、教育研究経費比率は高い方が良いが、人件費比率は低い方が良く言われる。健全な生活を過ごせたかどうかは全体的な収入と支出から判断されることであり、食費を縮めようが、娯楽費を増やそうが、それはその者の生活に対する考え方であるし、また、食費の使い方や娯楽費の使い方のみで健全な生活を判断できないのである。これは他の支出項目についても同様である。そして、このことは学校法人の活動においても同様であり、良い教育のために施設や経費に多くの支出をしようが、教員確保に多くの支出をしようが、当該学校の教育活動に対する哲学の問題であるし、支出項目の一つ一つのみでは学校法人の生活が健全か否かを判断することは出来ないのである。

にもかかわらず、財務分析手法が多くの比率等を検討するのは、今の健全な生活が今後もそのまま継続するのか、今の生活が健全と言えないのであればその改善の糸口はと、それらの検討を今後の生活改善に役立たせようとするためである。各種比率一つ一つの分析は、＜健全な生活＞を総体的に判断するものではないことに留意したい。

収支差額のプラスは、生活の健全性を良とする。そして、この生活の健全性は健全な身体を作ることにプラスの力を与えるが故に、学校法人の経営継続性の判断指標とされるのであるが、その数値は過ごした生活(活動)の結果であり、将来の生活の健全性ではない。

前年の「健全な身体」が当該年度の「健全な生活」を経て今の「健全な身体」となる。では、今の健全な身体は、将来どのようになるのであろうか。結果としての学校法人の経営継続性でなく学校法人の将来像を想い描くのは経営継続性を分析しようとする者にとっては当然の想いであり、よって、将来像としての健全な生活を探るのが、今一つの経営継続性判断の課題となる。

健全な生活の結果を示す指標である収支差額は、当該年度の収入と支出の差額であるが、この収入と支出がそのまま将来の予測として用いることができるのであれば、その収入と支出をもって健全な生活の将来指標とするのであるが、その保証はない。そこで、経営継続性の分析手法は、この結果としての収入と支出から、将来には収入しない若しくは支出しないであろうものを除くことによって将来での収入と支出とする。しかしながら、これらの結果としての収入や支出から除かれる収入や支出がどれであるかを特定するのは、いわゆる外部分析者にとっては甚だ難しいのである。

改正基準は、事業活動収支計算書で特別収入と特別支出を他の収入と支出とは別に区分表示している。これらが当該学校法人にとって、本当に当該年度のみが生じた臨時的な収入、臨時的な支出であるか否かは不分明ではあるが、その内容からして外部分析者にとっては是とするものであろう。よって、将来の収支差額は事業活動収支計算書の経常収支差額とし、将来生活の健全性判断の指標とする。

$$\begin{aligned} \text{将来の収支差額} &= (\text{事業活動収入} - \text{特別収入}) - (\text{事業活動支出} - \text{特別支出}) \\ &= \text{経常収支差額} \\ \text{経常収支差額比率} &= \frac{\text{経常収支差額}}{\text{事業活動収入} - \text{特別収入}} \times 100 \\ &= \text{経常事業活動収支差額比率} \end{aligned}$$

7 より健全な生活を

健全な生活の判断指標である収支差額は、収入と支出の差額である。しかしながら、ここでの収入と支出は、私たちが日常生活で用いる収入と支出とは異なった使い方がされている。すなわち、会計におけるある論理に基づく収入と支出での使い方である。

会計においては、経営はその経営が望む限りは将来もそのまま経営が続くと考える。このような経営を念頭におくと、経営(活動)の区切りがなくなるので会計は活動報告の機会を失う。そこで、会計は報告の機会を得るために活動を区切ることを検討する。活動を人為的に区切る期間の概念である。そして、人為的に区切った期間(年度)における収入と支出の把握を費用収益対応の原則並びに発生主義という概念で捉え直し、企業会計ではこれを収益・費用とする。学校法人会計も全く同じとは言わないがこの企業会計の取扱いをもって収入と支出を捉え直し、この収入と支出を前述の「6 再び健全な生活を」の項で捉えた収入と支出としたのである。

この取扱いの一例を挙げると、固定資産の取得支出は、当該固定資産が取得された会計年度ではその取得した価値の全てを使い切らない若しくはその年度の収入獲得に取得価値の全てが対応していないと言うことで、固定資産の利用年度に使用した部分若しくはその年度の収入獲得に対応した部分のみを当該年度の支出(企業会計では費用。改正基準では事業活動支出。現基準では消費支出)として取り扱うのである。当然のこととしてこの「年度の支出」は、固定資産取得年度において取得のために「支払った金銭の支出額」とは異なるのである。

よって、「6 再び健全な生活を」の項で収支差額がプラスだということとその年度の生活は健全であるとしても、この固定資産取得やその他の取引の支払が不能となることも起こりうるのであり、これを企業会計の財務分析では昔から「勘定あって銭足らず」といって、日常経営において重要な注意点としてきたところである。

したがって、この銭としての収入や支出そしてその収支差額を「今一つの健全な生活」の判断指標として生活の健全さを判断し、さらに、そこから将来の生活を推し測ることが求められるのである。ここでは、「より健全な生活を」とでも命名しておこう。

ここでのポイントは、銭(資金)が必要なときに銭(資金)があるかということである。このことは、「6 再び健全な生活を」の項における健全さ(採算性)が期間における収入と支出を判断指標としているのに対して、点における銭管理(資金管理)であり、期間における銭管理(資金管理)はこの“点における収入と支出”の年度累積額である。

銭(資金)が必要なときに銭(資金)があればよいのであるから、用意されている銭(資金)がどのようなものであっても、ここでの指標は良とされるべきであろうが、用意されている銭(資金)が借用によるものであれば経営としては望ましいものではない。よって、資金の分析としての「収入 \geq 支出」は、点としての収入を累積させた期間の収入から借用による資金(収入)を除いた収入とそれに対応する支出をもって算出される収支差額を判断指標とする。

また、通常の資金分析では借用資金の返済額をこの算出式の支出から控除するが、借用残額を減らしていくためには借用資金の返済額はこの算出式の支出から除くべきではないと筆者は考えている。返済資金を新たな借用に頼る限り借用残額は減少しないからである。ただし、借用資金の返済支出をこの算出式の支出から控除する取扱いは現状の実務では通常処理とされているので、「過去のより健全な生活」判断のためには実務に馴染んだもの

として認容せざるを得ないであろう。ただし、将来年度に借入金の返済があるのであればそれだけの資金が返済時に要するのは確かなのであるから、「将来のより健全な生活」の判断のためには返済資金は将来時点の資金支出として把握すべきである。

なお、「6 再び健全な生活を」の項で将来の事業活動収入と事業活動支出を予測するために全般的な事業活動収入と事業活動支出から当該年度においては臨時的であるとされる収入と支出(特別収入と特別支出)を除いているが、将来の資金状況を予測するためにも、同様に全般的な資金収入や資金支出から臨時的な資金収入や資金支出を除くことが必要である。

しかしながら、資金収支計算書においてこれらの作業を行うことは甚だ難しい。資金収支計算書が区分表示されていないからである。では、改正基準で新しく作成が求められた活動区分資金収支計算書で可能かということも疑問である。

この活動区分資金収支計算書は、経営における資金収入や資金支出を三区分(大きくは二区分)としている。そして、この三区分のうち二区分目には、寄附金収入、補助金収入や施設設備売却収入、施設関係支出や設備関係支出を表示するとともに特定預金等の資金との繰り戻しや繰り入れをも表示している。また、三区分目には、受取利息配当金収入や収益事業収入、借入金等利息支出を表示するとともに、資金借入れによる収入や借用資金の返済支出を、さらに、有価証券売却収入や有価証券購入支出をも表示している。

このように、活動区分資金収支計算書はこれらいずれの区分においても、銭管理(資金管理)を行うためには性格の異なっていると見做される資金収入や資金支出を混在した形で表示をしているのである。これらの資金収入や資金支出が臨時的な資金収入や資金支出でなければこれらの資金収入や資金支出が将来年度における資金収入や資金支出を予測するために必要な情報数値であるし、これらの資金収入や資金支出が臨時的な資金収入や資金支出であれば将来年度における資金収入や資金支出を予測するためには不必要な情報数値である。

よって、筆者は、経営全般の資金収入や資金支出及び経営における経常的な資金収入や資金支出を資金収支計算書により次のように捉えたい。また、続けて活動区分資金収支計算書による算出式も掲げているが、好みにもよるが多分資金収支計算書に基づく指標算出の方が簡便であろう。いずれの指標も正確にはより細かく把握しなければならないのであるが大局的に見る限り大きな誤りではないものとする。しかしながら、これらの資金収入や資金支出が望んでいる指標と大きく異なる場合には、それらの調整が必要なことはいうまでもない。

<資金収支計算書による資金収入と資金支出>

経営全般の資金収入

＝収入の部合計－前年度繰越支払資金－借入金等収入－特定預金等からの収入

経営全般の資金支出

＝支出の部合計－翌年度繰越支払資金－借入金等返済支出－資産運用支出

経常的な資金収入

＝経営全般の資金収入－資産売却収入

経常的な資金支出

＝経営全般の資金支出－施設関係支出－(設備関係支出)＋借入金等返済支出

(=短期借入金等)

又は

=経営全般の資金支出－施設関係支出－(設備関係支出)

※経営全般の資金収入と資金支出は、資金収支計算書における全資金収入と全資金支出から金融取引収支(借入金収入・借入金返済支出)と自己の組織内での資金移動取引収支(特定預金等からの収入・資産運用支出)を控除したものである。

※経常的な資金収入と資金支出は、経営全般の資金収入と資金支出から臨時的な資金収入と資金支出を控除したものであり、将来の資金収入と資金支出を予測するものである。

施設関係支出は通常の学校法人にとっては毎年のように支出される通常支出ではなく臨時的支出であり、設備関係支出は特別に額が大きくない限り毎年のように支出される経常的支出である。

外部分析者にとってはこの調整は甚だ困難であるが、内部分析者にとっては然程の苦労がなく調整可能であろう。また繰り返すが、これらの資金収入や資金支出が望んでいる指標と大きく異なる場合には、所定の算出式に拘らずそれらの調整が必要なことはいうまでもない。

<活動区分資金収支計算書による資金収入と資金支出>

経営全般の資金収入

=教育活動資金収入+施設設備等活動資金収入+その他の活動資金収入
－借入金等収入－特定預金等からの収入

経営全般の資金支出

=教育活動資金支出+施設設備等活動資金支出+その他の活動資金支出
－借入金等返済支出－有価証券購入支出－特定預金等への支出

経常的な資金収入

=経営全般の資金収入－施設設備売却収入－有価証券売却収入

経常的な資金支出

=経営全般の資金支出－施設関係支出－(設備関係支出)+借入金等返済支出
(=短期借入金等)

又は

=経営全般の資金支出－施設関係支出－(設備関係支出)

<資金収支差額>

経営全般の資金収支差額

=経営全般の資金収入－経営全般の資金支出

=過去の資金収支差額

経常的な資金収支差額

=経常的な資金収入－経常的な資金支出

=将来の資金収支差額

<比率による資金収支差額>

資金収支差額比率 = $\frac{\text{経営全般の資金収支差額}}{\text{経営全般の資金収入}} \times 100$

経常資金収支差額比率 = $\frac{\text{経常的な資金収支差額}}{\text{経常的な資金収入}} \times 100$

なお、前述したようにここでの全般的な資金収入や資金支出は、銭(資金)が必要なときに銭(資金)があるかという“点における収入と支出”の年度累積額である。そういった意味ではこの資金分析は過去の資金管理であり、これから展開させた経常的な資金収入と資金支出は将来の資金管理である。前項「6 再び健全な生活を」でも事業活動収入と事業活動支出を同様にして捉えたが、資金分析では、これらの取り扱いに加えて点としての資金を今の資金管理としてその判断指標とする。すなわち、報告時点(3月31日)における資金管理である。

資金収支計算書における翌年度繰越支払資金は、報告時点(3月31日)の資金である。翌年度繰越支払資金は、基準では貸借対照表の流動資産：現金預金と同額であることが求められているので、資金収支計算書の翌年度繰越支払資金は、報告時点における日常の支払可能資金である。今の資金管理すなわち資金分析は、この日常の支払可能資金の在り高を判断することであり、その指標を第4号基本金相当額より大きいことを良なるものとする。第4号基本金は運転資金として恒常的に保持しなければならない資金相当額を基本金として計上したものであるため、この基本金相当額の資金保有が最低額として保有されるべきものとするのである。

また、貸借対照表流動資産には現金預金以外にも資金が計上されていることがある。これらの資金は流動資産に計上されている資金なのだから流動性資金である。点における資金管理としてはその範囲を少しばかり広げるものであるかもしれないが、これらの資金は広い意味では日常の支払可能資金と認識することができる。よって、報告時点における日常の支払可能資金として、上記の現金預金にこの流動性資金を加えるのも決して誤りではない。

<点における資金管理と日常の支払可能資金>

$$\begin{aligned}
 \text{日常の支払可能資金} &= \text{翌年度繰越支払資金} \\
 &= \text{現金預金} \\
 &= \text{現金預金} + \text{その他流動性資金} \\
 \text{支払資金保有比率} &= \frac{\text{現金預金} + \text{その他流動性資金}}{\text{第4号基本金}} \times 100
 \end{aligned}$$

結び

以上検討の結果、学校法人の経営指標を筆者は次のように纏めたい。また、指標は、他者との比較可能性からして比率指標である。

このように経営指標を取り纏めた次の課題は、これら指標のグレード付けである。検討は次の機会に譲りたい。

<健全な身体で>

$$\begin{aligned}
 \text{基本金比率} &= \frac{\text{要組入額(基本金+未組入額)}}{\text{純資産}} \times 100 && \text{良否の判断：100 \%以下} \\
 \text{基本金長期適合率} &= \frac{\text{要組入額(基本金+未組入額)}}{\text{純資産+固定負債}} \times 100 && \text{良否の判断：100 \%以下} \\
 \text{流動比率} &= \frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100 && \text{良否の判断：100 \%以上}
 \end{aligned}$$

※基本金比率・基本金長期適合率の良否は、流動比率 100 %以上が達成されていることがその要件である。

<健全な生活を>

$$\text{事業活動収支差額比率} = \frac{\text{基本金組入前当年度収支差額}}{\text{事業活動収入}} \times 100 \quad \text{良否の判断：0 \%以上}$$

$$\text{経常事業活動収支差額比率} = \frac{\text{経常収支差額}}{\text{事業活動収入 - 特別収入}} \times 100 \quad \text{良否の判断：0 \%以上}$$

<より健全な生活を>

$$\text{資金収支差額比率} = \frac{\text{経営全般の資金収支差額}}{\text{経営全般の資金収入}} \times 100 \quad \text{良否の判断：0 \%以上}$$

$$\text{経常資金収支差額比率} = \frac{\text{経常的な資金収支差額}}{\text{経常的な資金収入}} \times 100 \quad \text{良否の判断：0 \%以上}$$

$$\text{支払資金保有比率} = \frac{\text{現金預金 + その他流動性資金}}{\text{第4号基本金}} \times 100 \quad \text{良否の判断：100 \%以上}$$